

第2期金ヶ崎町地域福祉計画 第2期金ヶ崎町地域福祉活動計画

(平成28年度—平成32年度)

～誰もが健やかで安心して
暮らせる地域づくり～

平成28年3月

金ヶ崎町

社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会

はじめに



町では「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」を基本理念とし「金ケ崎町地域福祉計画」を平成26年度に策定し、地域福祉の施策を実施してきました。

今回、平成28年度から町の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる「第十次金ケ崎町総合発展計画」がスタートすることから、この計画に併せ「第2期金ケ崎町地域福祉計画」を策定したものです。

現在、自治体を取り巻く環境は急速に進行する少子高齢社会などに対応するため、子ども・子育て支援新制度、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステムの構築等、新たな取組が求められています。

第2期となる地域福祉計画では、これらを踏まえ、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、町民、地域、事業所、団体、社会福祉協議会や行政が連携し、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組み、みんなが支えあうことで、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」実現のため策定したものです。

理想とする地域社会を実現するには、行政だけの力では限界があります。地域社会を構成する一人ひとり、ボランティアや、各種団体、企業や行政がお互いに連携、協働しそれぞれに望まれる役割に基づき地域社会を築いていくことが求められます。

その中で、自分が果たすべき役割を理解し、自分自身で心身ともに自立した生活を営み（自助）、地域の一員として支援が必要な人の意思と尊厳を尊重しつつ、隣近所や自治会といった地域単位で協力し合い、支援が必要な人を支えること（共助）が大切となります。

また、個人や地域、社会福祉協議会等の協力だけでは解決できない課題や効率的ではない取り組みに対しては、行政が主体となって課題解決にあたること（公助）で、第十次総合発展計画で掲げる将来像「人と地域が支えあうまち 金ケ崎」の実現が可能になると考えます。

さらには、中心的な役割を担っていく町社会福祉協議会と連携を図りながら計画を推進するため、町社会福祉協議会が事業運営に関する行動計画として定める「第2期金ケ崎町地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。

今回の計画では、「地域福祉」の必要性や町民、地域、社会福祉協議会などの事業者、行政が果たすべき役割等についての周知や計画推進に必要な基盤整備を図ることを目的に、町と社会福祉協議会が共催で「福祉懇談会」を開催し、地域の情報や課題を共有し、地域の実情に沿った型での課題解決に向け、それぞれが果たすべき役割等について理解をいただき、協働して課題の解決が図られるよう重点的に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定に当たり、御尽力いただきました金ケ崎町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、関係団体の方々に、深く感謝申し上げますとともに、お互いに支え合う地域社会の実現に向けて、町民の皆様の深いご理解と積極的なご参加、ご協力をお願いいたします。

平成28年3月

金ケ崎町長 高橋 由一

金ケ崎町地域福祉活動計画 策定にあたり



昨今、福祉を取り巻く環境は、大きく変化し続けています。人々のニーズは多様化し、それに応えようとするサービスシステムも、幅広く複雑になってきています。

社会福祉基礎構造改革から15年以上が経過し、高齢化と深刻な人口減少社会を迎え、社会福祉や社会保障、我が国の様々な制度が大きく変わる中で、今後、福祉のあり方を見直して行かなければならない重要な節目の時期となっております。

このような中で、「地域福祉を推進する団体」として社会福祉法に位置付けられている社会福祉協議会は、住民参加型の福祉活動を中心に、会員ならびに地域の皆様はじめ、多くの関係各位のご理解ご協力のもと地域福祉の推進に取り組んでいるところであります。

さて、第1期の「金ケ崎町地域福祉計画」「金ケ崎町地域福祉活動計画」（平成26年度～27年度）においては、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」を基本理念に掲げ、金ケ崎町と共に金ケ崎町社会福祉協議会が車の両輪のごとく計画策定を行い、地域福祉の施策を実践しているところであります。

このたびの第2期「金ケ崎町地域福祉計画」「金ケ崎町地域福祉活動計画」（平成28年度～32年度）においてもそれを継承し、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるように、町民、地域、事業所、団体、そして町や社会福祉協議会が連携し、協働して地域社会の福祉課題に取り組むため、計画を策定いたしました。

今後の計画実現に向け、町民の皆様と地域福祉に関わるあらゆる関係者の皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました金ケ崎町地域福祉計画策定委員会の皆様、関係者・団体各位に心から感謝と御礼を申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会

会長 佐藤 惇



目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画策定の経過	2
5 計画の進捗管理	2
第2章 金ヶ崎町の現状と課題	4
1 金ヶ崎町の現状	4
2 金ヶ崎町の課題	4
3 健康福祉の取組と課題	5
(1) 健康増進	5
(2) 地域医療	6
(3) 地域福祉	6
(4) 児童福祉	7
(5) 障がい者福祉	8
(6) 高齢者福祉	8
第3章 計画の基本理念	10
基本理念	10
基本方針1 地域で暮らしやすい環境づくり	10
基本方針2 地域福祉ネットワークの構築	10
基本方針3 地域福祉を担う人材育成	10
第4章 地域福祉推進のための基本的な考え方	11
1 役割分担	11
2 町民参加・協働による地域づくり	11
3 推進体制	11
(1) 行政機関	12
(2) 社会福祉協議会	12
4 計画体系図	13

第5章 計画推進のための施策	14
基本方針1 地域で暮らしやすい環境づくりの推進	14
(1) 福祉懇談会の開催	14
(2) 世代間交流の運営	15
(3) 共助制度の構築	15
基本方針2 地域福祉ネットワークの構築	16
(1) 要支援者の把握	16
(2) 見守りネットワークの構築	17
基本方針3 地域福祉を担う人材育成の推進	18
(1) 地域福祉の担い手づくり	18
(2) ボランティア活動の推進	19
第6章 金ヶ崎町地域福祉活動計画（社会福祉協議会の活動計画）	21
1 社会福祉協議会とは	21
(1) 社会福祉協議会の組織	21
(2) 法律の根拠	21
(3) 財源	21
2 地域福祉活動計画策定の意義	21
3 地域福祉計画における社会福祉協議会の位置づけ	22
4 社会福祉協議会の重点的取組	25
重点項目1 地域福祉活動における住民参加支援	25
重点項目2 介護・障がいサービスの充実	28
重点項目3 地域の子育て支援	30
重点項目4 親しみやすくわかりやすい情報発信	30
重点項目5 社会福祉協議会の強化	30

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

第1期金ケ崎町地域福祉計画（平成26年度～27年度）においては「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」を基本理念に掲げ、地域福祉の施策を実施してきました。

現在、自治体を取り巻く環境は急速に進行する少子高齢社会などに対応するため、子ども・子育て支援新制度、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステムの構築等、新たな取組が求められています。

第2期となる地域福祉計画は、これらを踏まえ、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、町民、地域、事業所、団体、社会福祉協議会や行政が連携し、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組み、みんなが支えあうことで、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域」実現のため「金ケ崎町地域福祉計画」と「金ケ崎町地域福祉活動計画」を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

「金ケ崎町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けるほか、平成28年度を初年度とする「第十次金ケ崎町総合発展計画」を上位計画とし、保健福祉分野を推進するための総括的な計画としての性格を有するものです。

一方、社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定する「金ケ崎町地域福祉活動計画」は、町全体としての地域福祉を推進するにあたり、その中心的な役割を担っていく社会福祉協議会の事業運営に関して、社会福祉協議会独自の行動計画として定めるものです。

計画推進の効果を上げるため、町と社会福祉協議会が車の両輪のような関係にあることから、「金ケ崎町地域福祉計画」と「金ケ崎町地域福祉活動計画」を第1期計画と同様に一体的に策定するものです。

また、「金ケ崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」、「金ケ崎町障害者福祉計画」、「金ケ崎町健幸増進計画」と連携し、保健福祉施策を総合的に推進し安心のまちづくりを実現しようとするものです。

3 計画の期間

上位計画である「第十次金ケ崎町総合発展計画」の計画期間と同様に平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年とします。

4 計画策定の経過

○ 計画策定委員会の設置

計画を策定するため、金ケ崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱を定め、福祉関係者、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア関係機関等で構成する「金ケ崎町地域福祉計画策定委員会」を設置し、現況の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

事務局のほかに、庁舎内の関係課及び社会福祉協議会の担当者を含めた作業部会を設置し連絡調整を行いながら計画を策定しました。

○ アドバイザーの設置

計画策定にあたり、策定の意義、進め方等についての助言をいただくため、社会福祉実践の理論と実践が専門である岩手県立大学福祉臨床学科田中尚教授にアドバイザーを務めていただき指導をしていただきました。

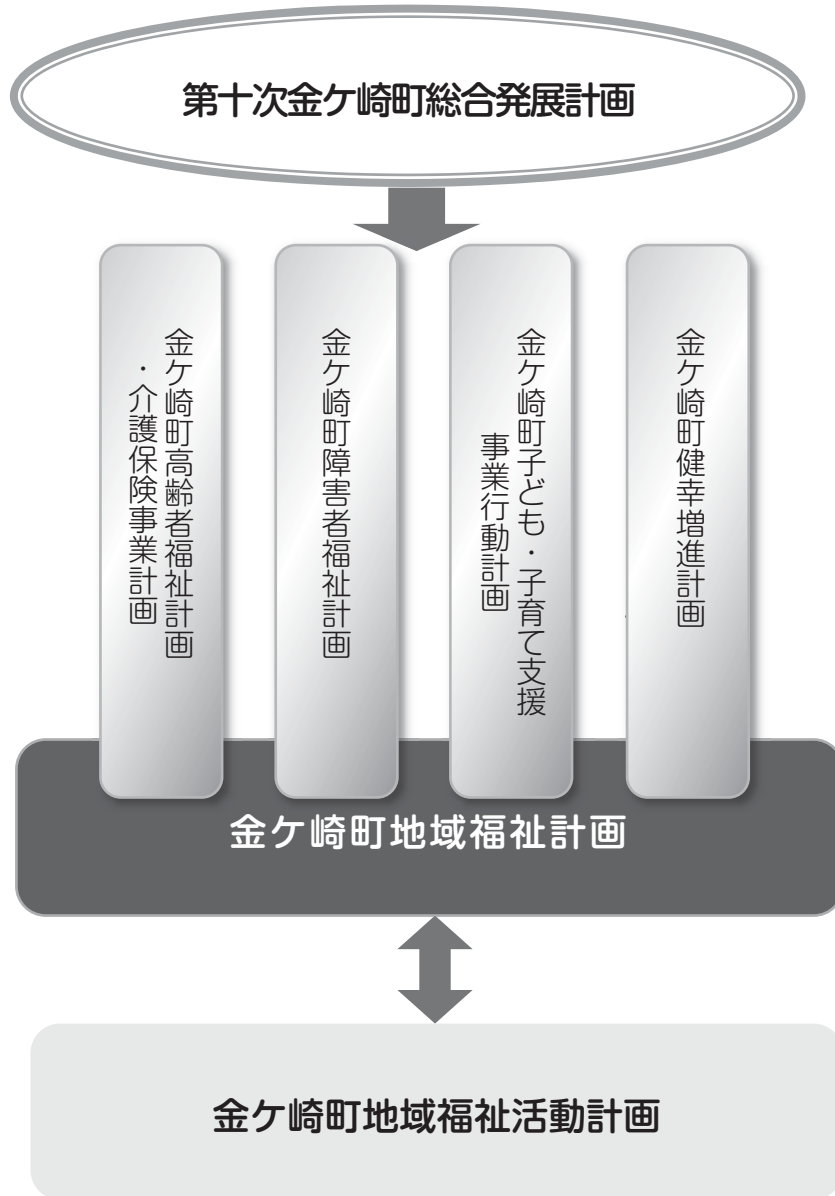
○ パブリックコメントの実施

平成28年2月に、地域福祉に関する課題や意見・提言をいただき、計画の策定に反映するよう努めました。

5 計画の進捗管理

計画推進のため目標を掲げ、その目標に対する指標を設定し進捗管理を行います。進捗管理については、金ケ崎町福祉審議会に計画の達成状況などを毎年度報告し、計画の進行管理に努めます。

図表 1-1 計画の相関関係



第2章 金ケ崎町の現状と課題

1 金ケ崎町の現状

当町の人口は、昭和50年まで減少傾向が続いていましたが、昭和55年、岩手中部（金ケ崎）工業団地内に立地した大手企業の本格操業を契機に、変動こそありますが、現在まで緩やかに増加し16,000人程で横ばい傾向にあります。

世帯数は、核家族化や単身世帯化などの影響により増加を続けています。

（単位：人、%、世帯）

項目	1975 (S50)	1985 (S60)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	
総人口	14,653	16,250	15,923	16,383	16,396	16,325	15,909	
年齢三分	0～14歳 (構成比)	3,072 (21.0)	3,123 (19.2)	2,603 (16.3)	2,455 (15.0)	2,281 (13.9)	2,138 (13.1)	—
	15～64歳 (構成比)	10,279 (70.1)	11,068 (68.1)	10,273 (64.5)	10,302 (62.9)	10,026 (61.1)	9,933 (60.8)	—
	65歳以上 (構成比)	1,302 (8.9)	2,059 (12.7)	3,047 (19.1)	3,626 (22.1)	4,082 (24.9)	4,253 (26.1)	—
世帯数	3,504	4,788	4,543	4,934	5,240	5,401	5,624	

【出典：国勢調査】

- ① 1995年～2010年までは国勢調査結果（各年10月1日）
- ② 2015年は国勢調査の速報値のため年齢三分は未公開
- ③ 構成比については、四捨五入の関係で100%にならない場合がある

2 金ケ崎町の課題

当町の人口は、ほぼ横ばいの状況を維持していましたが、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による将来推計では、2040年の人口推計は13,645人と確実に人口減少を迎えることが予想されます。

人口減少は、地域経済の停滞や地域の活力の低下につながり、さらなる人口流出に繋がる可能性や、福祉や教育などの様々な課題に繋がることから、人口減少への対応が最重要課題となります。

また、高齢者の人口のピークは2025年で、以降は高齢者の数が減少に転じますが、若年層の人口も減少を続けることから、高齢化率は2020年には30%を超え、その後も増加することが予測されています。

	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)
0～14歳	2,138人	2,068人	1,885人	1,750人	1,649人	1,583人	1,530人
15～64歳	9,933人	9,458人	8,991人	8,631人	8,286人	7,972人	7,483人
65歳以上	4,253人	4,515人	4,747人	4,768人	4,718人	4,604人	4,632人
合計	16,325人	16,041人	15,623人	15,149人	14,653人	14,159人	13,645人

(うち)

75歳以上	2,327人	2,567人	2,544人	2,696人	2,862人	2,882人	2,838人
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

【出典：社人研平成25年推計】

3 健康福祉の取組と課題

(1) 健康増進

《これまでの主な取組》

- 町民自らが生涯を通じて健康づくりを実践していけるよう、健康に関する情報提供を行ってきました。
- 早期発見、早期治療を推進するため、がん検診や特定健康診査の同時実施や未受診者を対象にした追加健診を実施し、受診率向上に努めてきました。
- うつ、自殺予防のため、こころの健康についての知識の普及や相談窓口の周知を進めてきました。
- 関係機関と連携し、自殺予防に係る人材の育成を進めてきました。
- 高齢者の健康寿命延伸のため、関係団体、関係機関と連携し、自立して生活できるよう心身の健康づくりを支援してきました。
- 心身の健康保持のため、交流の場を増やすとともに生きがいづくりを支援してきました。

《課題》

- 脳卒中死亡率が全国に比較して高いことから、食事、運動、喫煙、飲酒等の生活習慣改善対策を総合的に実施し、危険因子である高血圧を改善することが課題です。また、循環器疾患等の発症リスクを低減させるため、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導の実施率向上が課題です。
- がんは町民の死亡原因第1位であることから、更なる早期発見早期治療の推進が課題です。
- 生活習慣病予防のため、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させることが課題です。
- 働き盛りの男性と高齢の女性の自殺が多いことから、相談体制の整備や身近な人の悩みに気づき、必要な支援につなげ、見守る人を増やしていくことが課題です。

- 健康寿命延伸のため、歩くことを基本とする「健幸」づくり推進が課題です。
- 地域のつながりを強化し、健康を支え守るための環境整備が課題です。

(2) 地域医療

《これまでの主な取組》

- 金ケ崎診療所が地域医療の中核としての機能を発揮し、地域の医療ニーズに対応するため、経営の効率化を図り、かかりつけ医として持続可能な診療所の経営に取り組んできました。
- 通院が困難になった方を対象に、在宅でも医療が受けられるように訪問診療を実施してきました。また、訪問看護ステーションと連携し在宅での看取りに努めました。
- 早朝診療の開始及び土曜診療の再開や、岩手医科大学の協力により、婦人科、神経内科の診療も行うことで、利便性の向上に努めてきました。
- 救急医療や高度医療を担う岩手県立胆沢病院、江刺病院等医師レベルでの学習会や意見交換を行っているほか、奥州市総合水沢病院へ医師の診療応援を積極的に行い地域医療の連携強化を進めてきました。
- 医療セミナー、出前講座及び広報等を通じて予防医療に努めました。
- 「金ケ崎診療所建設検討委員会」を設置し、新診療所建設にあたって整備する機能等について検討をしました。

《課題》

- 高齢化が今後も進む中で、住み慣れた自宅で必要な医療が受けられるよう、在宅医療のさらなる推進が必要です。
- なんでも気軽に相談できる「かかりつけ医」としての定着が求められていますが、二次医療機関へ外来患者が集中し、二次医療機関医師に負担が掛かっているため、適正な受診行動が課題です。
- 診療施設及び医療機器の老朽化により、年間の修繕費が課題です。

(3) 地域福祉

《これまでの主な取組》

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って生活するには地域町民が相互に支えあい・協働による地域づくりを進めるとともに、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校、企業などと行政が連携して地域福祉を進めていく必要があることから、町の「金ケ崎町地域福祉計画」と町社会福祉協議会の「金ケ崎町地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。
- 地域活動を支える人材やリーダーを育成し、ボランティア活動を支援するため、町ボランティア連絡協議会に補助金を交付し、活動に参加する機会の充実に努めるとともに、福祉団体と連携を図り、ボランティア団体等の活動を支援してきました。

○「ひきこもり」や「高齢者のみの世帯」、「認知症患者」など支援の必要な人が増えてきており、このような支援を必要とする人を把握し、支援するため、近隣住民や自治会からの情報提供や民生委員・児童委員による見守りを実施してきました。

○高齢者等を地域や企業と連携しながら見守る体制の整備を進めてきました。

《課 題》

○社会の変化にともない、個人主義的な生活の快適さ、便利さ、協働のわずらわしさの回避など、個人化する傾向が強くなってきており、地域福祉の担い手やリーダーとなる人材育成が課題です。

○支援を必要とする人の早期の把握が求められますが、近所づきあいの希薄化や個人情報保護等により困難となっていることから、支援を必要とする人を把握することが課題です。

○「金ヶ崎町地域福祉計画」と「金ヶ崎町地域福祉活動計画」の内容について住民周知を図ることが課題です。

(4) 児童福祉

《これまでの主な取組》

○妊婦健康相談、乳幼児健診、予防接種等を実施し母子の健やかな成長を支援してきました。

○子育て支援センターの充実、保育園の新設に係る助成を行うなど保育施設の充実に努めてきました。

○保育園保育料の第3子無料化、チャイルドシート購入助成、ファミリーサポートセンターの新設等、子育て支援サービスの充実に努めてきました。

○見守りが必要な子どもに対しての家庭訪問、関係機関との情報交換、支援についての検討会を行い、児童虐待の防止・解決に努めてきました。

○核家族化が進み、育児に関する知識、経験が乏しく、周囲に協力者がいないことから、町では、孤独な子育てをしている母親・父親に対する保健師等の家庭訪問による産婦や乳児の健康・発達状態の確認及び悩みの相談を行ってきました。

《課 題》

○地域における子育て機能が低下しているため、子育てに不安を抱える母親の支援が課題です。

○増加する保育需要に対し、地域の実情を踏まえながら施設・サービス連携の下で対応するなど、子どもが健やかに育つ環境をさらに充実させることが課題です。

○地域で子育てを支えている支援者同士のネットワークを充実させ、地域ぐるみの子育て支援を充実することが課題です。

○児童虐待防止のため、定期的な子育て講座の開催や、相談体制の充実が課題です。

- 核家族化の進行に伴い、子育てで孤立する機会が増えていることから、地域子育て支援センターなどにおける相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場の確保や利用しやすい環境整備が課題です。

(5) 障がい者福祉

《これまでの主な取組》

- 町地域自立支援協議会を中心に、障がいに対する理解・啓発活動や、相談支援体制の構築及び、障がい者の保護者が亡くなった際の生活に対する支援や自立について検討してきました。
- 障がい者が地域において、自らの力でその人らしく暮らしていくことができるよう、適切な福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する体制の整備を図り、社会参加を促進してきました。
- 企業クラブと共催で研修会を開催するなど、障がい者雇用の理解を深めてきたほか、就労継続支援事業所等がイベントに出店するなど、社会参加の機会を創出してきました。

《課題》

- 日中活動系サービスである自立訓練や就労移行支援、短期入所の提供事業者の確保が課題です。
- グループホーム等の身近な地域における居住の場の確保が課題です。
- 就労を希望する障がい者が能力を最大限に発揮できるよう、障がい者雇用及び就業を促進し、就労を通じた社会参加できるような環境整備が課題です。

(6) 高齢者福祉

《これまでの主な取組》

- 一般の高齢者に対し、「すこやかサロン・健康増進運動教室」などを開催し、生活機能の維持・向上に努めてきました。
- シルバー人材センターの充実や地域の老人クラブ活動の活性化を図るため補助金を交付するなどし、社会活動に参加する高齢者を支援してきました。
- 高齢者が健康で生きがいを持って生活ができるよう生きがい交流センターの活動を支援してきました。
- 家族や地域における認知症への理解と介護等の知識を習得する機会を設けたほか、徘徊のおそれのある認知症高齢者を、地域や企業と連携しながら見守る体制整備等を進めてきました。
- 家族や地域住民が誰でも気軽に集まり交流する場として「認知症カフェ」の開設支援や、介護相談等により認知症の生活機能障害の進行に合わせたサービス等の情報提供や不安解消等に努めてきました。

《課 題》

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、全国一律の予防給付から市町村が地域の実情に応じた多様な事業実施への見直しが行われ、地域のニーズや社会資源を的確に把握しながら、事業展開していくことが課題です。
- 高齢者が生きがい・役割をもって生活することが、介護予防に繋がることから、高齢者が活躍できる地域づくりが課題です。
- 年金受給年齢の引き上げや、価値観の多様化などにより老人クラブやシルバー人材センターの登録人数・加入率が低下していることから、働く環境や趣味、学習の機会等、様々な活動の支援が課題です。
- 平均寿命の延伸により、長くなった高齢期を、生きがいを持って生活するため、高齢者の生きがい・仲間づくりの推進が課題です。
- 認知症の早期診断・早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応により認知症でも生活できる地域づくりが課題です。

第3章 計画の基本理念

町の全ての計画の基本となり、まちづくりの最上位に位置づけられる第十次金ケ崎町総合発展計画における将来像は、第九次金ケ崎町総合発展計画の「人と地域が支えあうまち 金ケ崎」を継承し、町民、地域、事業所、団体、社会福祉協議会や行政がそれぞれの立場において、連携と協働のもと、人と地域の繋がりや支えあいを大切に、今もこれからも住みたい町、住んで良かったと言える町の実現を目指します。

このことから、第2期金ケ崎町地域福祉計画においても第1期金ケ崎町地域福祉計画で基本理念に掲げた「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」及び基本方針を継承し町民、地域、事業所、団体、社会福祉協議会や行政がそれぞれの立場において連携し「協働」のもと、人と地域の繋がりや「支えあい」を大切に、問題解決に向けて取り組んでいきます。

〈基本理念〉

「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」

第十次金ケ崎町総合発展計画で掲げる将来像「人と地域が支えあうまち 金ケ崎」実現のため、基本理念に「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」を掲げ、連携と協働のもと、今もこれからも住みたい町、住んで良かったと言える町を目指します。

〈基本方針〉

1 地域で暮らしやすい環境づくり

○町民、地域、事業所、団体、社会福祉協議会や行政がそれぞれの立場において、連携と協働により、多様化する地域課題等について解決し、自分たちの生活している地域で安心して暮らしていくため、地域福祉の充実を図ります。

2 地域福祉ネットワークの構築

- 支援を必要とする人の把握が求められますが、近所づきあいの希薄化や個人情報保護等により困難となっていることから、支援を必要とする人の把握に努めます。
- 適切なサービスを提供するため、行政と社会福祉協議会をはじめとする各福祉事業所との連携の強化を図ります。

3 地域福祉を担う人材育成

○社会の変化にともない、個人主義的な生活の快適さ、便利さ、協働のわずらわしさの回避など、個人化する傾向が強くなってきており、地域福祉の担い手やリーダーとなる人材育成も厳しい状況となっていることから、町民、社会福祉協議会、行政が連携し、地域福祉を推進する担い手の意識啓発とリーダーを育成する仕組みの構築を図ります。

第4章 地域福祉推進のための基本的な考え方

今計画においても第1期計画と同様に、「金ケ崎町地域福祉計画」、「金ケ崎町地域福祉活動計画」の必要性や町民、地域、社会福祉協議会などの事業者、行政が果たすべき役割等について周知を図り、計画についての理解を深めていただくことと、計画推進に必要な基盤整備を図ることに重点を置いて進めていきます。

1 役割分担

現在、自治体を取り巻く環境は急速に進行する少子高齢社会などに対応するため、子ども・子育て支援新制度、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステムの構築等、新たな取組が求められています。

しかし、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的な繋がりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。

これら課題解消に向け「地域福祉」を推進するためには、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、町民、地域、事業所、団体、社会福祉協議会や行政が連携し、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことが必要であり、また、こうした状況にきめ細かく対応するためには、すべての世代に「自助」「共助」「公助」の役割分担を理解してもらうことが大切となってきています。

○自助：自分自身が心身ともに自立した生活をしっかりと営むこと

○共助：支援の必要な人の意思と尊厳を尊重しつつ、隣近所や自治会といった地域単位や社会福祉協議会などが間に入ることでお互いに支えあうこと

○公助：「自助」「共助」では解決できない課題や効率的ではない取り組みに対して、行政が主体となって課題解決にあたること

2 町民参加・協働による地域づくり

「自助」「共助」「公助」の認識の下、すべての世代が自らの役割を担い、それぞれが主体的に活動し、お互いに「支えあい」ながら地域福祉を進めていくこと、つまり、すべての町民が参加する「協働の文化」をつくり、福祉活動を推進する基盤をつくることが何より重要です。

3 推進体制

計画推進の効果を上げるため、町と社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し推進体制の整備を図り、町民や自治会、NPO、ボランティア組織等福祉に係わる関係団体等が活動しやすい基盤の整備に努めます。

(1) 行政機関

地域福祉の推進は、町民、地域、事業所、団体等の自主的な取り組みが不可欠となります。しかし、単独の活動には限界があり、地域全体や町全体に普及するには難しい場合があります。そこで、これらの取り組みを様々な形で支援するため、町をはじめとする行政機関による推進・調整の役割が重要となります。

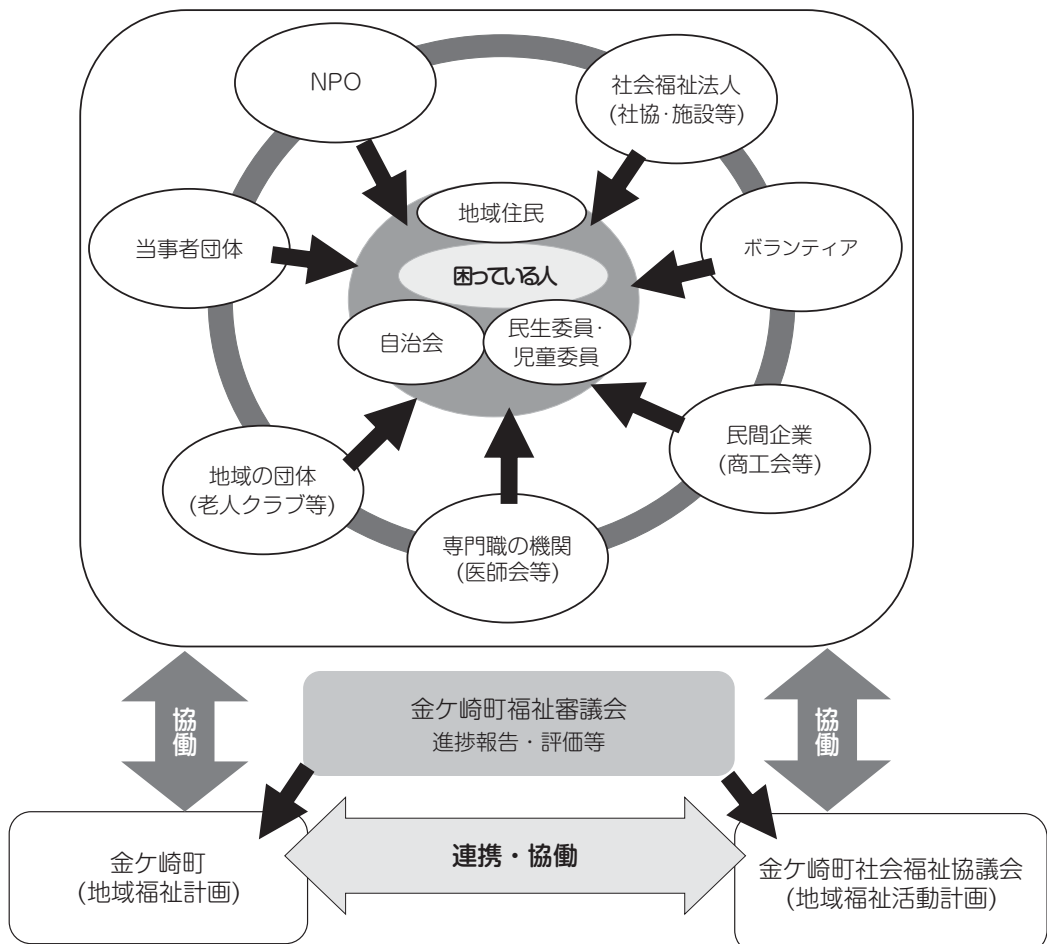
今後とも、町民の健康増進と福祉向上のために、関係各課及び社会福祉協議会と連携を図りながら各種事業を展開していきます。

(2) 社会福祉協議会

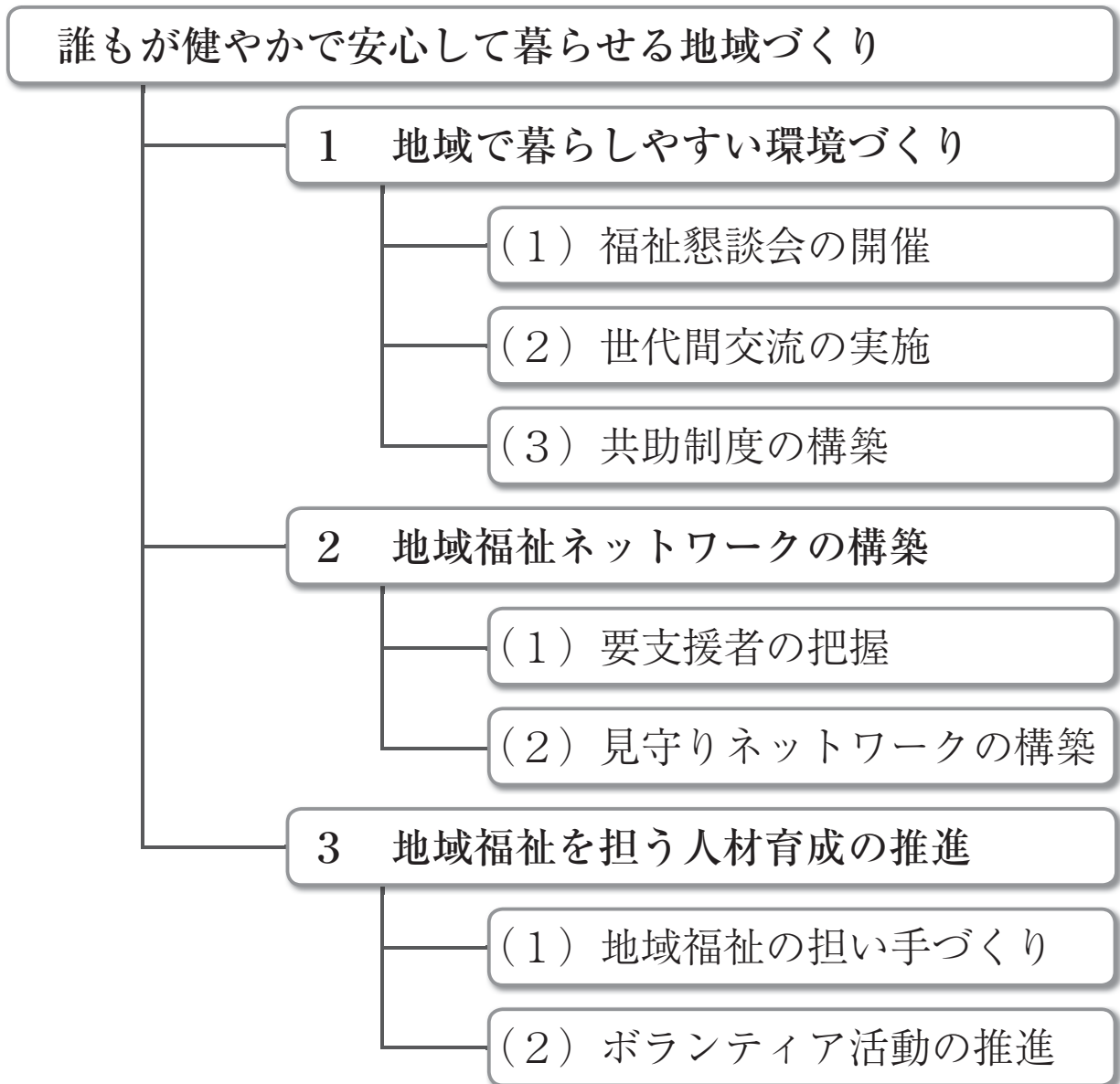
社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づく地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮すことのできる福祉社会の実現を目指す公共性と自主性を有する民間非営利組織です。

今後も、地域福祉の推進・調整役として、住民の福祉ニーズの十分な把握のもと、様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、地域で安心した生活ができるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していくための実践活動を積極的に展開します。また地域における支援体制をより強化するために、地域に密着した自治会単位での小地域福祉活動を展開していきけるよう、支援を行います。

図表 4-1 推進体制図



4 計画体系図



第5章 計画推進のための施策

今後、ますます進む少子高齢化や人口減少の中で、本計画を達成するためには、町民や自治会、NPO、ボランティア組織等福祉に係わる関係団体等や行政など、それぞれが役割を担い、時に協力して取り組む必要が今まで以上に求められることから、それぞれの政策に連携と協働の視点を持ち、施策の実現に向けて取り組みます。

その中で、自分が果たすべき役割を理解し、自分自身で心身ともに自立した生活を営み（自助）、地域の一員として支援が必要な人の意思と尊厳を尊重しつつ、隣近所や自治会といった地域単位で協力し合い、支援が必要な人を支えること（共助）が大切となります。

また、個人や地域、社会福祉協議会等の協力だけでは解決できない課題や効率的ではない取り組みに対しては、行政が主体となって課題解決にあたること（公助）で「健やかでやすらぎのあるまちづくり」に繋がり、第十次金ケ崎町総合発展計画で掲げる将来像「人と地域が支えあうまち 金ケ崎」の実現が可能になると考えます。

この実現のため、第3章で掲げたそれぞれの基本方針にのっとり次の施策を推進します。

基本方針1 地域で暮らしやすい環境づくりの推進

(1) 福祉懇談会の開催

【課題と施策の方向】

第1期の計画期間では「地域福祉」の必要性や町民、地域、社会福祉協議会などの事業者、行政が果たすべき役割等についての周知や計画推進に必要な基盤整備を図ることが十分にできませんでした。

このことから、町と社会福祉協議会が共催で福祉懇談会を開催し、地域の情報や課題を共有し、地域の実情に沿った形での課題解決に向け、それぞれが果たすべき役割等について理解をいただき、町民、地域と町、社会福祉協議会が協働して課題の解決に取り組みます。

期待される取組と行政の役割

町 民・自治会	福祉懇談会に参加し、地域の情報や課題を共有しましょう。
社会福祉協議会	町と共催で福祉懇談会を開催し、地域の情報や課題を把握し、地域の実情に沿った型での課題解決に向け、町民、地域と町、社会福祉協議会が協働して課題の解決に取り組みます。
行 政	社会福祉協議会と共催で福祉懇談会を開催し、地域の情報や課題を把握し、地域の実情に沿った型での課題解決に向け、町民、地域と町、社会福祉協議会が協働して課題の解決に取り組みます。

【目標指標】

- ・毎年度1回、生活圏毎に福祉懇談会の開催

(2) 世代間交流の運営

【課題と施策の方向】

世代間交流は、高齢者に限らず子どもを含めたそれぞれの世代が参加することで、地域の活性化に繋がり、また、お互いの顔を覚えることでボランティア活動や見守りネットワークに結び付く大切な場でもありますが、「人材確保が困難」、「運営をどのように進めたらよいかわからない」などで未実施の地区があります。

このことから、地域で支えあいながら、在宅高齢者の孤独感解消や交流の場を提供する「ゆいっこハウス」事業や自治会事業のなかで、世代間交流行事を取り入れ、地域のネットワークを広げます。

期待される取組と行政の役割

町 民・自治会	○町民 ・積極的に参加し、交流を深めましょう。 ○自治会 ・子どもから高齢者までが参加できる交流の場を定期的に開催しましょう。
社会福祉協議会	・「ゆいっこハウス」の普及によって世代間の交流の場を提供し、地域のネットワークづくりに努めます。
行 政	・先進的に取り組んでいる町内自治会や他市町村の情報を提供します。 ・広報やホームページ等を活用して、活動の取り組みを紹介することで関心を高めます。

【目標指標】

- ・各地区における世代間交流の開催

(3) 共助制度の構築

【課題と施策の方向】

以前は、相互に助け合う「結い」の文化が継承され共助制度などもみられましたが、近年の少子化や核家族化などに伴い、地域や近隣との交流の希薄化が進み「結い」による地域の共助制度が少なくなってきており、一人暮らし高齢者などの買い物支援、除雪等への応援態勢が課題となっています。

このことから、第十次金ヶ崎町総合発展計画の重点プロジェクトの一つである「地域づくりを支援し、高齢者の活躍の場を創る」を進める「小さな拠点整備事業」に取り組み、人口

減少、高齢化に対応した地域づくりを支援し、共助体制の構築を目指します。

期待される取組と行政の役割

町 民・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 ・除雪などの助け合い活動等に積極的に参加しましょう。 ○自治会 ・支援が必要な人の把握に努めましょう。 ・継続的に支援ができる体制づくりを目指しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい地域支援事業実施に伴い、生活支援コーディネーターを配置し、支え合いのある地域づくりの推進を検討します。 ・民生委員・児童委員、企業等と連携し、要支援世帯の冬期間の雪かきを支援するスノーバスターズ活動を充実させる取り組みを進めていきます。 ・地域での除雪体制づくりを支援します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる町内自治会や他市町村の情報を提供します。 ・広報やホームページ等を活用して、活動の取り組みを紹介することで関心を高めます。 ・「小さな拠点整備事業」に取り組む、人口減少、高齢化に対応した地域づくりを支援し、共助体制の構築を目指します。

【目標指標】

- ・地域が主体となって実施する地域福祉に係る事業実施数 10件

基本方針2 地域福祉ネットワークの構築

(1) 要支援者の把握

【課題と施策の方向】

経済格差の進行や人口構造の変化、特に高齢者の増加に伴い、福祉ニーズの拡大が進んでいるほか、生活困窮者や社会的孤立等の新たな課題もあり支援を必要とする人は多様化、複雑化しています。

このような支援を必要とする人の把握が求められますが、近所づきあいの希薄化や個人情報保護等により困難な状況となっています。

また、災害時に支援を必要とする方を対象に、「金ヶ崎町災害時避難行動要支援者支援登録実施要綱」を定め登録を進めているところですが、現時点で700名弱となっていることから、一層の周知を図り、災害時においても安心して避難ができる支援体制の構築が必要となっています。

しかし、支援を必要とする人の把握を行政だけで行うことは困難なことから、近隣住民や自治会及び民生委員・児童委員からの情報提供が重要となっています。

このことから、町と社会福祉協議会が中心となり、各種機関との連携を図り、また、福祉

懇談会を通じて地域における生活課題や福祉ニーズの掘り起こしを行いながら要支援者の把握に努めます。

期待される取組と行政の役割

町 民・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に努めましょう。 ○自治会、民生委員・児童委員 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、民生委員・児童委員が連携し、地域の実情把握に取り組みましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域を主体とした地域福祉活動を展開するため、各種機関との連携を図り、地域における生活課題や福祉ニーズの掘り起こしを行いながら要支援者の把握に努めます。 ・生活困窮者の把握に努め、生活困窮者支援制度に繋がります。 ・要支援者の把握に努め、平常時からの防災意識や地縁づくりを進めていきます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・町民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び老人クラブ連合会等と連携し状況把握に努めます。 ・自治会、民生委員・児童委員が連携できる体制構築に向け支援します。 ・生活困窮者支援制度の周知に努めます。 ・災害時に支援が必要な避難行動要支援者の登録を進めるとともに、消防・警察や自主防災組織等への情報提供に努めます。 ・民生委員児童委員協議会と連携し民生委員・児童委員の活動を支援します。 ・先進的に取り組んでいる町内自治会や他市町村の情報を提供します。

【成果指標】

- ・民生委員児童委員協議会研修会年 1 2 回

(2) 見守りネットワークの構築

【課題と施策の方向】

近年増加している一人暮らし高齢者や支援が必要な人を地域全体で見守る体制整備構築のため、平成25年から民間事業者が日常の仕事の中で、高齢者の異変に気付いた際に連絡を頂き、見守りを手厚くして地域で安心して暮らせる町づくりに繋げる事を目的に実施した「金ケ崎町地域見守りネットワーク協力事業」や平成27年にスタートした、徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に関係機関の相互連携により速やかに保護し生命の安全と家族への支援を図るため「金ケ崎町徘徊SOSネットワーク事業」を展開し、見守りが必要な人も地域で安心して暮らせる町づくりに努めてきました。

今後は、各ネットワークの周知拡大や登録団体の増加を図るとともに、高齢者を狙った悪徳詐欺の防止や災害時の支援が必要な方が安心して暮らせる体制整備を進めます。

期待される取組と行政の役割

町 民・自治会	<p>○町民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が一方的に見守られるのではなく、高齢者自身もスクールガードなど地域での見守りや子育て支援等の活動に参加しましょう。 ・子ども達の登校時など、お互いにあいさつをし、見守りネットワークの強化に繋げましょう。 ・日常的に、お互いの顔が見える関係をつくり、見守りネットワークの構築に繋げましょう。 <p>○自治会、民生委員・児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要な人の意思と尊厳を尊重するとともに、自治会と民生委員・児童委員の連携を深めネットワークの構築に努めましょう。 ・町が設置した「地域見守りネットワーク」との連携を図りましょう。 ・社会福祉協議会や町が開催するワークショップ等に参加しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に支援が必要な避難行動要支援者については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等が連携し、地域住民の協力により対応する必要があるため、日頃からのネットワーク構築を関係機関と検討します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・各ネットワークについて、町民各自がネットワークの一員として意識が持てるよう、ネットワークの内容について周知を図ります。 ・事業所、福祉団体に協力依頼し、各見守りネットワークの強化を図るとともに、近年増加している高齢者を狙った悪徳詐欺の防止にも努めます。 ・民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の活動を町民へ周知するよう努めます。 ・広報やホームページ等を活用して、取り組み状況を紹介し関心を高めます。

【成果指標】

- ・金ケ崎町地域見守りネットワーク協力事業社数 50社

基本方針3 地域福祉を担う人材育成の推進

(1) 地域福祉の担い手づくり

【課題と施策の方向】

誰もが、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていきたいと思っています。その住みよい地域をつくっていくための地域福祉を推進していく担い手は、町民一人ひとりであり、その中から自主的に福祉活動を推進するリーダーとなる人が必要です。

しかし、地域福祉の担い手は、社会の変化にともない、個人主義的な生活の快適さ、利便さ、協働のわずらわしさの回避など、個人化する傾向が強くなってきており、また、リーダーとなる人材育成も厳しい状況となっています。

今後は、町民、社会福祉協議会、行政が連携し、その中で特に社会福祉協議会が中心と

なり地域福祉づくりを推進する担い手の意識啓発とリーダーを育成できる体制整備に努めます。

期待される取組と行政の役割

町 民・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○町民 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を推進していく担い手であることを自覚し、自治会活動に参加しましょう。 ・地域での子育て支援等の活動に参加しましょう。 ○自治会 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等を企画し、交流の場を積極的に作るなかでリーダーを育てましょう。 ・活動に必要な知識・技術を持つ人材を把握し、活動への参加を呼び掛けましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の活動紹介やボランティア募集など、組織強化と団体相互の連携を図ります。 ・将来の地域福祉活動の担い手を育成することを目的に、地域福祉活動を身近に感じられるよう町内小・中・高校でボランティアスクールを実施します。 ・地域での生活課題や町民のニーズに対し、当事者同士が必要とする助け合いボランティアの可能性を探り、養成します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動や地域づくり事業を通じて、地域福祉を推進する担い手の意識啓発とリーダー育成に努めます。 ・先進的に取り組んでいる町内自治会や他市町村の情報を提供します。

【成果指標】

- ・年1回以上のボランティア養成講座開催

(2) ボランティア活動の推進

【課題と施策の方向】

前回の町民アンケートのボランティア活動に関する結果から、ボランティア活動に関心はあるものの、活動の内容等について周知が不足しており、どのように参加したらよいか分からない町民が多いことが推測されました。

今後は、町と社会福祉協議会が連携しボランティア活動に関する情報提供や、民間の助成制度に関する情報発信、申請にかかる手続きの支援等ボランティアセンター機能を強化します。

期待される取組と行政の役割

町 民・自治会	<p>○町民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉は、まず、家庭内でのあいさつやお互いを思いやる気持ちを育むことから始まります。子どもの頃から取り組みましょう。 ・近隣を中心とした一人暮らし高齢者などの見守りや地域での交流の場づくり、除雪などの助け合い活動等に積極的に参加しましょう。 ・町内で行われているボランティア活動に加入し、仲間を増やしましょう。 <p>○自治会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者などの見守りや地域での交流の場づくり、除雪などの助け合い活動等を積極的に企画・実践しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に関する情報提供や、民間の助成制度に関する情報発信、申請にかかる手続きの支援等ボランティアセンター機能を強化します。 ・事業所等への働きかけを行い、ボランティア活動を推進します。 ・職員のスキルアップに努め、活動者や団体、自治会等への支援充実を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会など関係福祉団体に支援を行い、ボランティア活動を推進します。 ・広報やホームページ等を活用して、町民の地域活動やボランティア活動の取り組みを紹介することで関心を高めます。 ・社会福祉協議会と連携し、支援を必要としている人、ボランティア活動等をしたい人などの情報提供や、ボランティア活動等の講座や研修などを開催し、ボランティア団体を支援します。

【成果指標】

- ・ボランティア登録者数100人。

第6章 金ヶ崎町地域福祉活動計画（社会福祉協議会の活動計画）

1 社会福祉協議会とは

（1）社会福祉協議会の組織

- ・ 社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」です。
- ・ 自治会と連携を図りながら、町民から会員を募り、つくられる組織です。
- ・ 行政とは車の両輪のように密接に関係し、連携しています。

（2）法律の根拠

- ・ 社会福祉協議会は、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されています。

- ・ 社会福祉法第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（以下略）

（3）財源

- ・ 町民や団体・事業所等からの会費、共同募金配分金、行政等からの委託料や補助金、介護保険事業・自立支援事業などの事業収入から成り立っています。

2 地域福祉活動計画策定の意義

〈地域福祉活動計画は、地域力をより高めるための計画です〉

地域には、多様な活動を行っている人や団体、事業者などがいて、いろいろな情報や専門的な知識・技術が蓄積されています。

その情報や知識・技術を適切に共有し、新たに活動を始めたい方や、困っている方に対

して適切に提供していくことで、地域の力をより高めていくことができます。

地域福祉活動計画は、金ケ崎町に暮らす人々が、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくためのもので、社会福祉協議会の呼びかけのもと、すでに活動している人やこれから活動したい人たちを繋げ、大きな「地域の力」にしていくことで、地域における困りごとを解決していく計画です。

社会福祉協議会はこの計画に基づき、地域住民や関係機関と連携・協力し、地域力をより高めていくことを考えています。

3 地域福祉計画における社会福祉協議会の位置づけ

「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」推進のため、様々な事業を通じて地域の福祉課題の解決に取り組み、地域福祉の向上と充実に努めます。

住民が主体的に取り組み支えあえるまちづくりを、町民皆さんをはじめ、民生委員・児童委員、自治会、行政、地域福祉関係者・団体などと一緒に進めていきます。

地域福祉計画推進のための施策	社会福祉協議会の主な取組
◎地域で暮らしやすい環境づくりの推進	
福祉懇談会の開催	○福祉懇談会事業 福祉懇談会を開催し、地域の情報や生活課題を共有・発見するとともに、町民と協働して課題の解決に取り組むことで地域の活発な交流を進めます。
世代間交流の促進	○地域で開催される世代間交流事業への職員の協力。 ○元気高齢者促進事業「ゆいっこハウス」 地域で支えあいながら、在宅高齢者の孤独感解消や交流の場を提供する「ゆいっこハウス」事業のなかでも世代間交流の機会がもてるように、年1回以上の行事への取り組みを推進します。
共助制度の構築	○地域包括ケアシステムの構築 住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らせるよう介護予防の強化を進め、地域の多様なニーズに対応するために、ボランティアや社会資源を活用して、生活支援サービスの充実に図り、支えあいシステムの体制づくりを推進します。

	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業 町が行う介護保険制度における地域支援事業の体制整備や生活支援・介護予防サービスの充実を目指します。</p> <p>○スノーバスターズ事業 ひとり暮らし高齢者宅等の雪かきボランティア活動。民生委員・児童委員等と連携し、地域での要支援世帯の除雪支援に努めます。</p>
◎地域福祉ネットワークの構築	
要支援者の把握	<p>○小地域福祉活動推進事業 自治会等を単位とする小地域における地域ニーズを集約して要支援者の把握に努め、平常時からの防災意識や地縁づくりを進めていきます。そのツールとして、福祉マップ作成等の支援を行います。</p> <p>○福祉総合相談事業 各種相談窓口としてよせられた相談を通じ、要支援者の把握に努めます。関係機関と連携のもと、必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用に繋げていきます。</p> <p>○生活援助貸付事業 貸付相談を通じて、様々な要因で生活に困っている人が早期に自立した生活に戻れるよう生活困窮者自立支援制度に繋がります。</p> <p>○災害時における「災害ボランティアセンター」の設置 ボランティアの力と地域住民の支援ニーズをコーディネートすることで、町民や行政だけでは取り組むことのできない部分の復旧復興支援を行います。また、災害ボランティアセンターの運営スタッフ育成や、町・地域・関係機関とのネットワーク形成に努め、広域的な連携を検討します。</p>

<p>見 守 り ネット ワ ー ク の 構 築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○金ヶ崎町地域見守りネットワーク協力事業 異変発見時の通報窓口として町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町・民間事業者との連携を図ります。 ○元気高齢者促進事業「ゆいっこハウス」 ○ひとり暮らし高齢者対象「青い鳥のつどい」事業 参加のみでなく、開催チラシの配付や声掛けを通し、顔を合わせる機会を増やします。 ○スノーバスターズ事業 除雪活動を通し、民生委員児童委員協議会や企業、学校等と連携し、自宅の生活道路確保とともに安否確認を行います。 ○ふれあい配食サービス事業 週2回、ボランティアが利用者の安否確認を兼ね昼食弁当を配達します。 ○徘徊SOSネットワーク事業 制度の周知等に協力します。
<p>◎地域福祉を担う人材育成の推進</p>	
<p>地域福祉の担い手づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア連絡協議会事業 各団体の活動紹介やボランティア募集など、組織強化と団体相互の連携を図ります。事業所・企業対象に活動内容を周知し、ボランティアの拡大を図ります。 ○福祉協力校事業 将来の地域福祉活動の担い手を育成することを目的に、地域福祉活動を身近に感じられるよう町内小・中・高校でボランティアスクールを実施し、子どもの頃から活動に興味をもち、理解を高め、参加する機会をつくります。学校や施設、地域・関係団体機関等と連携、協働して福祉体験を支援します。 ○ボランティア養成講座 地域福祉懇談会等で集約した地域での生活課題や町民のニーズに対し、当事者同士が必要とする助け合いボランティアの可能性を探り養成します。増加するシニア層や地域福祉活動に興味を持ちながらも実践に結びついていない町民に対し、活動の機会をつくり、地域福祉活動を活性化の上で重要な担い手の育成・支援を行います。

	<p>○ファミリーサポートセンター事業 事業周知を積極的に行い、預かり会員を拡大し、仕事と育児の両立ができる環境づくりや地域における支えあいの子育て支援を進めます。</p>
ボランティア活動の支援	<p>○ボランティアセンターの機能強化 団体がそれぞれの特徴を活かし地域福祉活動ができるよう情報提供や機材の貸出しなど、活動しやすい環境づくりを支援します。</p> <p>○ボランティア相談 個々のボランティアニーズに沿った活動紹介や情報提供など相談援助活動を行います。</p>

4 社会福祉協議会の重点的取組

第1期計画での町民アンケート調査においては、社会福祉協議会の認知度について、「存在も活動内容も知っている」との回答は全体の3割弱、「名前だけ知っている」が5割強と、存在だけは知っているものの、その具体的活動内容までは知らないという結果でした。

また、社会福祉協議会の活動に対する期待としては、「お年寄りの介護や見守りになどに関すること」が最も多く、次いで「地域福祉活動や住民参加を支援すること」、「福祉に関する情報の発信」と、高齢者福祉をはじめ福祉関連情報の発信拠点としての取り組みが多く期待されています。

これらを踏まえ、社会福祉協議会は町民の身近な組織として地域福祉の推進・調整役を担い、地域福祉計画を推進していくとともに、以下の項目についても重点的に取り組んでいきます。

重点項目1 地域福祉活動における住民参加支援

共同募金配分金、会費、町補助金等を主な財源とし、地域の福祉課題を調査分析し、住民やボランティア、各種団体・機関と協働連携し、地域福祉サービスを創出・提供し、地域福祉活動と住民参加を推進します。

介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴い、公私協働による福祉推進組織である社会福祉協議会は、「共助（支えあい）」により、地域福祉の専門機関として地域社会の変化に柔軟に対応できるよう、各種、在宅福祉サービスの提供を通じ地域のニーズを把握し、地域に密着したきめ細かな地域福祉活動を展開いたします。

【町民参加支援のための主な事業】

○社会福祉大会



町民一人ひとりが住みやすい地域づくりについて町民と一緒に考える機会とするために、社会福祉のあり方についての啓発と共通理解を深め、これまで福祉の向上に尽力され、多大な功績を残された方々を顕彰します。

○金婚を祝う会



結婚50年を迎えられるご夫婦を祝福し、苦楽をともに過ごしてきた労をねぎらうとともに今後の人生を有意義に、また地域社会での更なる活躍を願って開催します。祝う会への参加促進を図ります。

○親と子のつどい



母子・父子家庭等の親と子のふれあいと仲間づくりのための催しです。季節行事等を取り入れ親子で参加しやすい雰囲気づくりに努め、特に若い世代の参加を促します。

○ふれあいハイキング



視覚障がい者部会会員とボランティアのふれあいハイキング。親睦と障がい理解を深めます。

○スノーバスターズ



雪かき支援を必要とするひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした、ボランティアや学生らによる除雪活動。企業参加の促進を図り、協働で地域を支援していきます。

○ハウスヘルパー



ひとり暮らし高齢者世帯等の家屋等の簡単な補修をボランティアが行います。専門家が技術を活かすちょっとしたボランティアが、大きな地域支援になります。

○介護者リフレッシュ&交流懇談会



家族介護者の介護負担の軽減や心身のリフレッシュのために。介護者同士、情報交換や親睦を深める機会をつくれます。

○介護教室



町民の在宅介護力アップを目的とした簡単お気軽な介護教室。町と一体的に開催するなど、町民が参加しやすい工夫をします。

○赤い羽根共同募金



地域福祉を支える様々な民間社会福祉活動を支援するため実施します。助成事業の募集や活動周知に努め住民理解を図ります。

○歳末たすけあい演芸大会



演芸大会に出演、来場することで支援になります。イベント益金は義援金として、町内の支援が必要とされる世帯へ配分します。

○元気高齢者促進事業「ゆいっこハウス」

○ひとり暮らし高齢者のサロン「青い鳥のつどい」



サロンに参加し、自ら見守られる機会をつくれます。

○ボランティア活動支援



ボランティア保険の紹介や研修など安心して活動していただける環境を整備します。

重点項目2 介護・障がいサービスの充実

介護保険制度や障がい者福祉に関する制度は、施行されてから現在までに何度も改正が行われています。

当会ではその都度、実施している介護サービス事業の見直しを行い、町内のサービス事業所の状況を把握するとともに、社会福祉協議会が事業に取り組む意義を考え、ニーズを予測しながらサービスを提供してきました。引き続き、介護保険事業者や障がい福祉サービス事業者のひとつとして利用者本位のサービスを心がけながら、他事業所が取り組みにくい処遇困難ケースに対応するなど、自主財源やその他の財源を活用することに関して、町民や行政の理解が得られるよう経営の安定化を図っていきます。

○介護サービス事業

介護サービスについては他民間事業者が参入したこともあり、町民がサービスを選べる環境が構築されてきています。総合事業開始に伴い、必要に応じてサービスを実施する目的を再確認しながら事業の見直しを図ります。

介護保険事業所、介護予防サービス事業所として、元気の出るまごころのこもったサービスを行います。介護予防を進め、持続可能なケアシステムの整備を進めます。

① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が各家庭を訪問し、心身の状況や家族の希望をもとにケアプランを作成。利用者の自立性を高めるため在宅での介護や予防について支援します。

主任ケアマネの資格取得を図り、職員の資質向上と他事業所の居宅介護事業所の支援にも努めます。

② 訪問介護事業

住み慣れた家で、生活を続けたいと願う高齢者等に対して、身体介護と生活援助等のサービス提供を行います。

要支援者における総合支援事業移行に向けた取組みを進めます。

③ 訪問入浴介護事業

自宅で入浴することが困難な方に、入浴車両で訪問し、自宅での入浴を確保し利用者の身体の清潔や心身機能の維持を図ります。

町内唯一の事業として稀少なサービスではありますが、入浴車の老朽化や利用対象が限られるなど、事業の継続について課題があります。

④ 通所介護事業

在宅の要介護者等に対して、入浴や食事、送迎、健康チェック、



機能訓練、レクリエーション、趣味活動等サービスを提供することで、健康で安心できる在宅生活の支援を行います。

総合支援事業の実施による要支援者における移行に向けた取組みを進めつつ、町内におけるデイサービス他事業所の充実に伴い、サービス提供内容を検討し質の向上を図ります。

○障がい者・児福祉サービス事業

利用者及びその介護者の心身その他の状況や環境に応じた支援を行います。障がいのある方が、親なき後も可能な限り自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域や関係機関等と連携します。

① 「相談支援事業所あゆみ」

- ・計画相談支援

障がい者・児のサービス利用支援及び計画相談支援を行っていきます。

- ・地域移行支援

病院や施設等に入院・入所している障がい者等が地域生活に移行するための相談や支援を行います。

- ・精神保健福祉サービスの拡充

当事者組織や精神障がい者家族会の発足、精神保健福祉交流会及び研修会等の開催やそれらを支える精神保健ボランティアの育成などを検討していきます。

② 「ワークステーションかねがさき」

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保します。



- ・就労継続支援B型事業所

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう就労訓練等の機会を提供します。主としてふれ愛食堂事業を行い、デイサービスの昼食提供を中心に、食事サービス宅配弁当の調理、一般向け食堂喫茶、ゆいっこハウス等への仕出し弁当提供を行います。タオル等プリント印刷や受託作業など科目を充実し、利用者を支援します。

- ・生活介護事業所

一人ひとりの自立に向け自己認知力を高め、就労をめざすのではなく、大人としての自分を確立していくことに重点をおき支援します。衛生、排泄及び食事の介護等を行い、創作的活動または生産活動の機会の提供等適切に行います。

③ 放課後等デイサービス「クレヨン」「第2クレヨン」

障がいをもつ就学児童に対し、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適

応訓練など、自立に向けて適切に支援します。

既存の利用者が中学校に進級することから、引き続き支援できるよう対象を小学生のみから中・高校生まで広げます。今後の利用件数も相応に見込まれるため、提供時間等サービス拡充を検討します。



- ④ 障がい福祉サービス事業所【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護】
介護給付のサービスを提供し、在宅障がい者の地域生活の支援を進めます。

重点項目3 地域の子育て支援

子育て支援として金ケ崎第1、金ケ崎第2、三ヶ尻、北部、西、永岡学童全ての学区で学童保育所を運営しています。これまでは金ケ崎第1、金ケ崎第2学童のみで延長保育を実施していましたが、アンケートにより保育時間の拡大ニーズが多かったため、他学童保育所における延長保育の実施や、一日保育日の開所時間の前倒しなど、提供時間の拡大を検討します。また、利用児童数が増えたことから建物が手狭になっており、増築及び新築について、町への働きかけを行っていきます。



ファミリーサポート事業では、仕事と育児の両立ができる環境づくりを目的に、人と人の繋がりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指します。

また、母子父子世帯等の専門相談など、相談しやすい窓口体制の整備を進めていきます。

重点項目4 親しみやすくわかりやすい情報発信

町内福祉の情報発信の拠点として広報・啓発活動を積極的に行い、社会福祉協議会活動の周知を図ります。社会福祉協議会イメージキャラクター「かねっぴー」を活用し、「福祉だより」やホームページリニューアルなど、町民が親しみやすく福祉事業に興味を抱くような内容に努め、福祉についての理解や地域福祉活動への参加促進を図ります。



重点項目5 社会福祉協議会の強化

○町民から「社会福祉協議会に繋がればなんとかしてくれる」という安心感、信頼感を得られるよう、町民の駆け込み寺となるような社会福祉協議会を目指し、研修等を充実させ、職員資質向上や人材育成に努めます。

○現在、建物が老朽化しており、町民の福祉向上のため、幼児から高齢者までが利用できるような地域福祉活動の新しい拠点として対応できる福祉センターの建設を目指します。

○福祉センターの建設を見据え、金ケ崎町社会福祉協議会設立50周年記念行事を開催します。

1 金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査、研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定方針に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3 策定委員会は、12人以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に優れた識見を有する者
- (2) その他町長が適当と認める者

2 委員会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

3 会長は、第2に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5 第2に掲げる所掌事務の調査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が定める事項について、調査及び検討を行う。

3 作業部会の構成は別表のとおりとする。

(事務局)

第6 この委員会の庶務は、保健福祉センターに置く。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成27年11月19日から施行する。

別表

金 ヶ 崎 町		
所 属	職	備 考
総 合 政 策 課	政 策 係 長	事 務 局
中央生涯教育センター	地 域 支 援 係 長	事 務 局
保 健 福 祉 セ ン タ ー	事 務 長	事 務 局 長
保 健 福 祉 セ ン タ ー	福 祉 係 長	事 務 局
金ヶ崎町社会福祉協議会		
金ヶ崎町社会福祉協議会	事 務 局 長	事 務 局 長
金ヶ崎町社会福祉協議会	係 長	事 務 局

2 金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿

平成27年12月10日～平成28年3月31日

	所 属	職	氏 名	備 考
1	金ヶ崎町社会福祉協議会	会 長	佐 藤 惇	委 員 長
2	西 部 自 治 会 連 合 会	会 長	千 葉 良 作	副 委 員 長
3	街 地 区 自 治 会 連 合 会	会 長	柏 井 慶 一	
4	三ヶ尻自治会連合会	会 長	三 田 明 夫	
5	南 方 自 治 会 連 合 会	会 長	高 橋 敏	
6	永 岡 自 治 会 連 合 会	会 長	青 木 俊 悦	
7	北 部 自 治 会 連 合 会	会 長	千 葉 貢	
8	民生委員児童委員協議会	会 長	高 橋 政 喜	
9	金ヶ崎町ボランティア連絡協議会	会 長	菊 地 成 寿	
10	金ヶ崎町女性百人会	会 長	横 田 恵 子	

3 作業部会

金 ヶ 崎 町				
所 属	職	氏 名	備 考	
総 合 政 策 課	政 策 係 長	相 澤 啓	事 務 局	
中央生涯教育センター	地域支援係長	阿 部 勝 利	事 務 局	
保 健 福 祉 セ ン タ ー	事 務 長	千 田 美 裕	事 務 局 長	
保 健 福 祉 セ ン タ ー	福 祉 係 長	佐 藤 茂 志	事 務 局	
金ヶ崎町社会福祉協議会				
金ヶ崎町社会福祉協議会	事 務 局 長	松 本 光 夫	事 務 局 次 長	
金ヶ崎町社会福祉協議会	係 長	三 浦 桂	事 務 局	

4 アドバイザー

岩手県立大学社会福祉学部

福祉臨床学科 臨床福祉教育群 教授 田 中 尚

5 パブリックコメント

計画（案）について4人の方から意見をいただいた。内容は関係する計画の現状と課題に関する一部修正と、文章の表記についての意見がありました。

第2回策定会議の際に、パブリックコメントを受け大きな変更がない場合は策定会議を開催せず、会長、副会長で対応することを確認していたことから、会長、副会長と協議を行い、計画（案）の内容、方向性について大きく変更を伴うものではないことから、一部修正を行った。

6 計画策定の経過

年 月 日	事 項	内 容
27. 7. 9	アドバイザーとの計画策定にかか る協議	田中教授からのヒアリング、アド バイス
27. 12. 10	第1回策定会議	・ 委嘱状交付 【講演】 田中教授 「地域福祉計画の策定を通して の福祉の町づくり」 【協議】 ・ 計画の概要について ・ 策定スケジュール
28. 2. 5	第2回策定会議	【協議】 ・ 計画（案）について ・ 日程等について
28. 2. 12 - 22	パブリックコメント	町ホームページ
28. 2. 24	策定会議会長・副会長協議	計画（案）最終確認
28. 2. 29	金ケ崎町福祉審議会	計画諮問

第 2 期 金ヶ崎町地域福祉計画

平成 28 年度—平成 32 年度

平成 28 年 3 月

発行・編集 岩手県金ヶ崎町(保健福祉センター)

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1

TEL.0197-44-4560 FAX.0197-44-4337

URL:<http://www.town.kanegasaki.iwate.jp/>

第 2 期 金ヶ崎町地域福祉活動計画

平成 28 年度—平成 32 年度

平成 28 年 3 月

発行・編集 社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会

〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南羽沢 43

TEL.0197-44-6060 FAX.0197-44-6106

URL:<http://www.kin-syakyo.jp/>